

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休業日、
翌日の翌日)

◇人委規則

目 次

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「園長」の下に「、主幹(教護の職務を行う者に限る。)」を加え、「保育専門学院の部長」を「保育専門学院の主幹(教務の職務を行う者に限る。)、部長」に、「鳥取看護専門学校の主任」を「鳥取看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)、主任」に、「倉吉総合看護専門学校の部長」を「倉吉総合看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)、部長」に改め、同項第三号中「社会体育係長」の下に「、スポーツ係長」を加え、同項に次の一号を加える。

六 競技式典課の体育主事

第二条第二項第二号中「社会体育係長」の下に「、スポーツ係長」を加え、同項に次の一号を加える。

六 競技式典課の体育主事

第四条第一項第二号中「医長」の下に「、副医長」を加え、同項第四号中「課長」の下に「、医長、副医長及び医師」を加える。

第四条第二項第四号中「課長補佐(技術吏員に限る。)」の下に「、分室長」を加える。

第四条第三項第一号中「総婦長」の下に「、技幹(助産婦、看護婦又は准看護婦の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。)」を加え、同項第二号中「助産婦」を「技幹、助産婦」に改め、同項第三号中「総婦長」の下に「、技幹」を加え、同項第四号中「看護婦」を「技幹及び看護

婦」に改め、同項第五号中「看護婦」を「技幹、看護婦」に改め、同項第六号中「看護婦」を「技幹及び看護婦」に改め、同項第七号中「看護婦」を「技幹、看護婦」に改め、同項第八号中「看護婦」を「技幹及び看護婦」に改める。

附則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の一等級の項第六号中「園長」の下に「又は困難な業務を処理する部長」を加え、同項に次の二号を加える。

- 七 保育専門学院の困難な業務を処理する部長の職務
 - 八 倉吉総合看護専門学校の困難な業務を処理する部長の職務
- 別表第三の七の二等級の項第二号中「医長」の下に「又は副医長」を加

え、同項第四号中「課長」の下に「又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長」を加え、同表の三等級の項第二号中「医長」の下に「又は副医長」を加え、同項に次の一号を加える。

四 本庁の医長又は副医長の職務

別表第三の八の二等級の項第二号中「課長補佐」の下に「分室長」を加える。

別表第三の九の特一等級の項中「困難な業務を処理する」を削り、同表の一等級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項特一等級の欄中 部長

を
局長 部長

に改め、同項二等級の欄中

婦人青少年
室、企業診
断室、団体
検査室、專
門技術員室
及び総合整
備室(以下
この項にお
いて「婦人
青少年室等
」という。)
の室長

を

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の鳥取港湾

婦人青少年
室、企業診
断室、団体
検査室及び
専門技術員
室(以下こ
の項におい
て「婦人青
少年室等」
という。)
の室長

事務所の項中

次長

を

次長
係長

係長

に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の教

育委員会事務局の本庁の項二等級の欄中

課長
国民体育大
会準備室長

を
課長

に改め、同項三等級の欄中

課長補佐
室長(国民
体育大会準
備室長を除
く。)
室長補佐

を
課長補佐
室長

に改める。

別表第三の知事の事務部局の項を次のように改める。

本庁	知事の地方機関 事務局			
	喜多原学園	保育専門学院	鳥取看護専門学 校	倉吉総合看護專 門学校
	園長	主幹 部長	主幹 部長	主幹 部長
	部長 主任 教授	部長 主任 講師	主任 講師	部長 主任 講師
			体育主事	

別表第四の教育機関及び教育委員会事務局の項の次に次のように加える。

鳥取県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

部 長 を 部 局

長 長 に、 専門技術員室長 総合整備室長 を 専門技術員室長 に改め、

同表の教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項中

課 長 を 課 長 に改める。
国民体育大会準備室長

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の蚕業指導所の項中

管轄区域 を

米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域 に改め、同表の知事の事務部局の土木出張所の項中

用地等の取得、調査、設計、測量、検査、指導、監督、工事の施行、巡察又は公用自動車の運転 を 調査、設計、工事の施行、指導、監督、用地等の取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記、巡察又は公用自動車の運転 に改

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。
別表第五中第二を削り、第三を第二とする。
め、同表の知事の事務部局の鳥取港湾事務所の項中「監督」の下に「用地等の取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記、巡察」を加える。

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「部長」を「部長 局長」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「国民体育大会準備室長」及び「室長補佐」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月十円(送料を含む)】